

# 宮崎県立小林高等学校いじめ防止基本方針

～2020年度版～

宮崎県立小林高等学校

## ◆ はじめに ◆

今日、学校教育においていじめの問題が生徒指導上の喫緊の課題となっています。いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の健全な心身の成長に影響を及ぼす重大な問題です。近年では急速な情報技術の発展により、インターネット上でのトラブルも増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、国は平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」を定めました。これを受けて県も「宮崎県いじめ防止基本方針」を策定（H29改定）し、その中で、いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるという事実を踏まえ、改めてすべての教職員がいじめという行為やいじめの問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめの問題に取り組むことが示されています。本校においても、生徒が互いの違いを認め合い、多様な価値観を受容し、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、いじめの防止等の対策をより実践的に実施し、生徒の尊厳を守っていくことを目的として「宮崎県立小林高等学校いじめ防止基本方針」を策定しております。

私たち教職員は、すべての生徒が「夢実現」のために生き生きとした学校生活を送れるよう支援してまいります。

## ◆ もくじ ◆

### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめに対する措置

### 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
  - (1) いじめの防止のための措置
  - (2) いじめの早期発見のための措置
  - (3) いじめに対する措置
  - (4) インターネット上のいじめへの対策
- 3 その他の留意事項
  - (1) 組織的な指導及び支援体制
  - (2) 校内研修の充実
  - (3) 校務の効率化
  - (4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実
  - (5) 生徒会活動の活性化
  - (6) 地域や家庭との連携について
  - (7) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

### 第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

【参考】資料1～5

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- 例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにもどの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（宮崎県いじめ防止基本方針より抜粋）

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであることを十分に認識し、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- 学校の教育活動全体を通じて、「どのような社会にあっても、いじめは人間として絶対に許されない」ことを生徒・保護者に伝え、いじめ撲滅の雰囲気を醸成する。
- 全生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに取り組む。
- いじめの問題に対して、学校・家庭・関係機関・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

### (1) いじめの防止

いじめの問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取り組みが最も重要である。そこで、本校においては、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

### (2) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。いち早く生徒の変化に気づくために、教職員はまず何よりも生徒に対して全人格的な接し方を心がけ、生徒との信頼関係を築くことが重要である。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いを持つなど日頃から生徒の言動に留意するとともに、いじめのサインを見逃さず、早期の対応に努める。

### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先とし、迅速かつ適切な支援・指導を行う。さらに、加害者、観衆、傍観者に対しても「いじめは決して許されないこと」、「互いを認め合いながら問題を解決すること」等について指導を行う。また、いじめの解決に向けて一部の教職員が抱え込まないよう学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

上記の組織として、「いじめ不登校対策委員会（兼教育相談情報連絡会）」を設置する。

【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当職員、必要に応じてその他の関係職員

- 【活動】
- 学校いじめ防止基本方針（資料1～5を含む）の策定・見直し
  - 調査結果、報告等の情報の整理・分析
  - 校内研修会の企画・立案
  - いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
  - 要配慮生徒への支援方針決定

## 2 いじめの防止等に関する措置

いじめの防止や早期発見を学校全体で組織的・計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、取組を検討し、学校全体でいじめの問題に取り組む。

### (1) いじめの防止のための措置

#### ア 望ましい人間関係づくりのための取組

生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」が感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組む。その上で、生徒の他者理解を深め、共に学び、共に生活する望ましい人間関係をつくるための能力や態度を育成する。

また、教職員の姿勢は生徒にとって重要な教育環境の一つである。すべての教職員が生徒に対して愛情を持って接し、温かい学級経営や教育活動を展開することで、生徒に自己存在感や充実感を与える。

- 生徒の良きモデルとなるような教職員の姿勢・振る舞い
- 自尊感情を高める教育活動
- 授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- 豊かな人間関係を築くための教育活動の推進  
例) エンカウンター、アサーション・トレーニング、ソーシャルスキル・トレーニング等
- 生徒のコミュニケーションスキルの育成
- ボランティア活動等の体験活動を通じた豊かな人間性や社会性の育成
- 小林こすもす支援学校高等部との交流会等の実施

#### イ 日常的教育活動（授業、特別活動、部活動等）の充実

日常的な教育活動の場で、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成し、「いじめを生まない土壌づくり」に努める。また、生徒一人ひとりが大切にされていると実感でき、自分も他者も大切にできる温かい人間関係の中で、安心した学校生活を送れるよう、日々の教育活動の充実を図る。

- 教科やホームルームの時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施
- 生徒の実態に配慮した「わかる授業」の展開
- 読書活動の推進による生徒の想像力・表現力等の育成
- あらゆる教育活動を通じた生徒の豊かな心の育成
- 各種通信（学級通信等）による啓発活動
- 外部講師による講演の実施

#### ウ 教育相談の充実

学校生活全般において、一人ひとりの生徒の変化に気づくことができるよう、日頃から声かけや観察を行う。生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し測るよう努める。また、生徒や保護者にとって相談しやすい環境づくりのため、日頃から生徒や保護者と信頼関係を築けるよう努める。

- 授業やホームルーム活動、部活動等における生徒とのレポートづくり
- 担任等による面談（生徒・保護者）の実施
- 教育相談週間の設定
- 生徒・保護者への相談窓口の周知

#### エ 教職員による生徒情報の共有

- 高校入学時、進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

#### オ 校内体制の確立

- 「いじめ不登校対策委員会（兼教育相談情報連絡会）」を中心とした組織的な対応

- 校内研修の実施

#### カ 人権教育・命の大切さを伝える教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒が理解できるように様々な場面で繰り返し指導する。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

- 人権尊重の精神を貫く教育の推進
- 生徒の人権意識を高める教育活動の実施
- 共生社会実現のための能力や態度の育成
- WYSH教育の実施
- SOSの出し方教育の実施

#### キ いじめ根絶に向けた生徒が主体となった活動の充実

- 生徒会等による意識啓発運動

#### ク 保護者・地域との連携の推進

- PTA 総会等での学校の基本方針の説明
- 保護者への相談窓口の周知
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 年2回の学級懇談会の実施
- 保護者との面談の実施

### (2) いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために、日頃から教職員は生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われることが多く、潜在化しやすいため、教職員は生徒の小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さないよう日頃からいじめの問題に対する意識を高めておく。また、生徒に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者や地域、関係機関とも連携して情報収集に努める。

#### ア 問題兆候の把握

いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを見逃さないようにする。

- 「いじめサインチェックリスト」（※資料3、4参照）の作成と共有
- 共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとする教職員のカウンセリング・マインドの向上
- 朝の立ち番指導時における生徒の様子を観察
- 生活ノートを活用

#### イ 定期的なアンケート調査の実施

- 県下一斉のいじめに関するアンケートの実施〈無記名方式〉
- 学校独自のいじめ・悩みアンケートの実施〈記名方式で年3回〉
- 学校独自のアセス（学校環境適応感尺度）の実施〈年2回〉

#### ウ 教育相談の実施

- 教育相談部職員や担任等による個人面談の実施（アンケート調査後に毎回実施）  
アンケート調査の結果を受けて、教育相談部が個人面談が必要であると判断した生徒について、面談計画（日時・場所）を立て、生徒と個別に面談を行う。その面談の結果を受けて、担任との面談も必要であると判断した場合は、当該生徒の了解のもとに教育相談部が担任に連絡し、担任はその生徒と個別に面談を行う。
- 生徒や保護者へのいじめの相談窓口の周知  
いじめの相談は、担任、副担任、部顧問など、生徒や保護者に関わるすべての教職員で対応するが、「誰に相談してよいか分からない」等の場合、教育相談部職員が窓口となり対応する。相談窓口の周知については、新入生オリエンテーション、学年集会、PTA 総会時等に行う。相談の受付は、電話又は来室にて応じる。

## エ 教職員による生徒情報の交換と共有

いじめ不登校対策委員会（兼教育相談情報連絡会）・部会・学年会・教科会などのあらゆる機会を生徒情報の交換の場として捉え、日常的な会話の中でも生徒情報の共有に努める。

- 教育相談情報連絡会（兼いじめ不登校対策委員会）の定例開催（週1回）
- 各学年会（担任会）、各学年連絡会（副担任・学年所属職員への連絡会）の実施（週1回）
- 各部会、各教科会（週1回）
- 職員朝礼、職員会議における情報共有

## （3）いじめに対する措置（※資料5参照）

### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒の相談や訴えをしてきた生徒の心身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

#### 《本人からの訴えの場合》

- ◇ 心身の安全を保障する。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や教育相談担当職員、養護教諭等を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障する。
- ◇ 事実関係や気持ちを傾聴する。「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。  
※ 事実関係の客観的な把握にこだわるあまりに状況の聴取だけにならないよう注意する。

#### 《周りの生徒からの訴えの場合》

- ◇ いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ◇ 「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は他の生徒には絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

#### 《保護者からの訴えの場合》

- ◇ 保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう日頃から信頼関係を築いておく。
- ◇ 保護者の気持ちを十分に理解して、真摯に傾聴する。

## イ 情報の共有

- いじめの発見又は通報を受けた教職員は、いじめに係る情報を適切に記録し、学年主任・生徒指導主事・教育相談担当職員、又はいじめ不登校対策委員会の委員に報告する。また、速やかに管理職に報告し、情報を共有する。
- 情報を受けた場合は、「いじめ不登校対策委員会」を開催して、関係職員へ報告し、情報の共有を図る。

## ウ 事実関係についての調査

- 調査の方針については「いじめ不登校対策委員会」で決定する。
- 生徒への聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員の他、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。また、必要に応じて、臨床心理士等の派遣を校長が県へ要請する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合、校長は県教育委員会へ報告する。
- 必要に応じて、生徒へのアンケート調査を実施する。その際、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に情報を提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ってその旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- 事実関係の把握後、「いじめ不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援の方針に変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で審議し、決定する。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員等と連携して組織的な対応を図る。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 指導及び支援を行うに当たっては、次の点に留意して対処する。

### いじめられた生徒とその保護者への支援

#### 【いじめられた生徒に対して】

いじめられた生徒のつらい気持ちを共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、自己肯定感を高めさせる。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・長期的な相談支援（心のケア）を図る。

#### 【いじめられた生徒の保護者に対して】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・迅速に事実関係を伝える。
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導及び支援の方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

### いじめた生徒への指導及びその保護者への支援

#### 【いじめた生徒に対して】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導する。また、いじめた生徒の内面を理解し、教育的配慮の下で他人の痛みを理解させる指導を根気強く行う。

- ・いじめられた生徒の苦しみを理解させる指導
  - ・自分の行為や自分自身を見つめさせる指導
  - ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
  - ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
  - ・いじめの背景に目を向け、いじめた生徒の健全な人格の成長に配慮する指導
- ※ 必要がある場合は、適切に懲戒を行う。

#### 【いじめた生徒の保護者に対して】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・迅速に事実関係を伝える。
- ・いじめは重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な指導や今後の生活改善について家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

#### 【保護者同士が対立する場合など】

教職員が間に入って関係調整が必要な場合には、中立性・公平性を念頭に置いて対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する指導を行う。

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
  - ・いじめをはやし立てたり、黙認したりする自分自身について見つめ直す指導
  - ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
  - ・自己有用感が味わえる集団づくり
- ※ 関係生徒の個人情報の取り扱いについては、十分に留意する。

#### オ 関係機関との連携

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体、財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察と連携して対応する。

#### カ 継続指導・経過観察

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
  - ① いじめに係る行為（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為）が少なくとも3か月止んでいること。
    - ※ ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長又はいじめ不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
  - ② 面談等により、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが認められること。
- いじめが解消している状態に至った場合であっても、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

### (4) インターネット上のいじめへの対策

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上を図る。トラブル防止のために、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等の管理に責任を負う保護者と連携した取組を行う。インターネット上のいじめを早期発見するために、メールを見た時の表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、教職員は保護者との連携を図る。

「インターネット上のいじめ」を発見した場合には、書き込み画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

#### ア インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、文字や画像を使って特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する等がインターネット上のいじめである。これは、重大な人権侵害に当たり、事案によっては犯罪行為となる。

#### イ インターネット上のいじめの予防

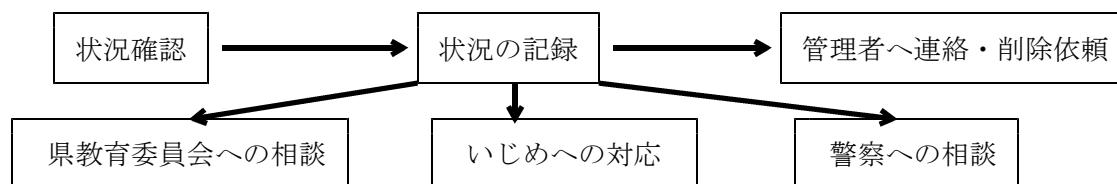
- 保護者への啓発
  - ・フィルタリングの活用、保護者の見守り
  - ・子どもを危険から守るための家庭における使用上のルールづくり
- 情報モラル教育の充実
  - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- インターネット社会についての講話（防犯）の実施

#### ウ インターネット上のいじめへの対処

- インターネット上のいじめの把握
  - ・被害者からの訴え
  - ・閲覧者からの情報
  - ・ネットパトロール



○ 不当な書き込みへの対処



※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、一部の教職員が抱え込まないよう、学年及び学校全体で組織的に対応する。いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導及び支援の方針を立て、組織的に取り組む。

#### (2) 校内研修の充実

いじめの問題について、基本方針を活用し、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力の向上を目的とする研修等を行う。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い相談しやすい環境をつくるなど、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

学校における諸活動を通していじめの防止に取り組むとともに、「教育相談情報連絡会（兼いじめ不登校対策委員会）」を定例で開催し、生徒に関する情報の報告・共有を行う。

県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

#### (5) 生徒会活動の活性化

生徒が中心となり、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、生徒同士で悩みを聞き合う活動等、いじめの防止に関する取組を充実させる。

#### (6) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (7) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、関係機関とは情報交換だけでなく、一体となった対応を図る。

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への指導及び支援、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整
- ・ 臨床心理士の派遣要請

##### ② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 教育相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への派遣要請）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

- ④ 専門機関（福祉・医療）との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。
  - 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・高額の金品を奪い取られた場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合 等
  - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 事案について事実関係等の確認を行う。
  - いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合  
その生徒から十分に聴き取るとともに、他の生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴き取り、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
  - いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合  
いじめられた生徒の入院や死亡などで、その生徒からの聴き取りが不可能な場合は、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、今後の調査について保護者と協議した上で調査を実施する。
- (3) 事案について、事実関係等その他の必要な情報をいじめを受けた生徒及びその保護者に対し提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

### 第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

## 資料1 「小林高等学校いじめ防止プログラム」

別様式（WORD 版）

## 資料2 「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」

(本校のいじめ防止基本方針4～8ページを職務別にまとめたもの)

### 2 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止のための措置

##### 学級担任、教科担当、部活動顧問等

- ・日頃より生徒の良きモデルとなるような言動を心掛ける。
- ・生徒一人ひとりが自尊感情を高められ、また、豊かな人間関係を築いていけるような教育活動を行う。
- ・対話的な活動を通して、生徒のコミュニケーションスキルの向上を促すとともに、他の意見や考えを尊重する雰囲気づくりを心掛ける。
- ・各教科やホームルームの時間を中心として「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を日常的な教育活動の中で醸成し、「いじめを生まない土壌づくり」に努める。
- ・生徒の実態に配慮した「わかる授業」を実践する。

##### 人権教育担当

- ・いじめは重大な人権侵害であることを生徒に理解させる人権教育に関する授業内容の立案や外部講師による講演等を企画・実施する。

##### 養護教諭

- ・健康教育の活動の中で、命の大切さを取り上げる。
- ・生徒が心身に関する様々な悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努める。

##### 生徒指導担当

- ・高校入学時における中学校からの生徒情報を確実に引き継ぎ、入学後生徒が学校生活をスムーズに送れるよう配慮する。
- ・いじめの問題について職員間の共通理解を図る。
- ・警察などの関係機関や近隣の学校との情報交換を行い、連携を図る。

##### 教育相談担当

- ・生徒や保護者の悩みや相談に傾聴する。

##### 管理職

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### 学級担任、教科担当、部活動顧問等

- ・日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が発する小さなサインの発見に努める。
- ・生活ノートを活用して、生徒の状況の把握に努める。
- ・個人面談を実施し、教育相談を行う。

##### 養護教諭

- ・保健室を利用する生徒との会話等を通して、生徒の様子に目を配るとともに、機会を捉えて悩みを聴く。

##### 教育相談担当

- ・定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めるとともに、面談計画を立て生徒の悩みを聴く。
- ・相談窓口について周知する。

#### **管理職**

- ・生徒やその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受けとめられる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### (3) いじめに対する措置

#### ①情報を集める

##### **学級担任、教科担当、部活動顧問、生徒指導担当、養護教諭、教育相談担当等**

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から事情を聴くなどして、いじめの正確な実態把握を行う（他の生徒の目に触れないよう場所や時間等に配慮する）。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行う。

##### **いじめ不登校対策委員会**

- ・教職員、生徒、保護者等からいじめに関する情報を集め、いじめの全体像を把握する。
- ・いじめに関する得られた情報を記録に残す（取り扱いには十分配慮する）。

#### ②指導及び支援体制を組む

##### **いじめ不登校対策委員会**

- ・正確な実態把握に基づき、指導及び支援体制を組む。
  - ◇いじめられた生徒とその保護者への支援
  - ◇いじめた生徒への指導及びその保護者への支援
  - ◇いじめが起きた集団への働きかけ

#### **管理職**

- ・校長は県教育委員会へ速やかに報告する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、警察と連携して対応する。

#### ③一A 生徒への指導及び支援を行う

※ いじめ不登校対策委員会（懲戒については、生徒指導委員会）で決定した指導及び支援体制に基づき、指導及び支援を行う。

##### **いじめられた生徒に対応する教員（教育相談担当、養護教諭等）**

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、全力で守り通すことを伝え安心感を与える。
- ・今後の対策について共に考え、いじめられた生徒に寄り添い支える。
- ・自信を持たせるような言葉かけを行い、自尊感情を高めさせる。
- ・長期的な相談支援を行い、いじめられた生徒の心のケアを図る。

##### **いじめた生徒に対応する教員（生徒指導担当、学級担任、部顧問等）**

- ・「いじめは人間として決して許されない」という毅然とした態度で指導に当たり、いじめた生徒が行った行為の責任について自覚させる。
- ・いじめた生徒にいじめられた生徒の苦しみを理解させ、いじめた生徒自身の内面を見つめ直す指導を行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題にも目を向け、いじめた生徒の健全な人格の成長に配慮する指導を行う。
- ・いじめた生徒に対して、温かい人間関係づくりの大切さを自覚させる指導を行う。
- ・必要に応じて、いじめた生徒に適切な懲戒を行う。

##### **学級担任等**

- ・学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・周りでおもしろがって見ていたり、はやし立てるなどしていじめに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

#### **いじめ不登校対策委員会**

- ・状況に応じて、関係機関の協力を得る。
- ・いじめられた生徒やいじめた生徒等に対して、組織的な指導や支援ができるよう体制を組む。
- ・関係職員と連携し、生徒への指導及び支援が必要な期間に渡って適切に実施されているかを把握し、必要に応じて生徒への指導及び支援について関係職員へ助言する。
- ・指導記録を確実に保存する。

### ③-B 保護者と連携する

#### **学級担任、副担任、生徒指導担当等の複数の教員**

- ・家庭訪問（被害・加害とも）や面談を学級担任を中心に複数人数で対応し、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒に関して学校は全力を尽くす決意を伝え、保護者の心情や要望を十分に聴き、安心感を与える。
- ・事実関係のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供する。

### 資料3 「いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサインチェックリスト」

#### 1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	いじめられた生徒のサイン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が増え、その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教職員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。顔色が悪く、元気がない。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下したり、教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> グループにするときに、机を離される。 <input type="checkbox"/> 班編制の時に孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 発言すると、周囲から冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 理由もなく、成績が突然下がる。 <input type="checkbox"/> 突然、個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 一人で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れている。 <input type="checkbox"/> 清掃時に一人だけ離れて清掃をしている。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなったり、急に辞めたいと言い出したりする。

#### 2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

いじめた生徒のサイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 他の生徒に対し、威嚇するような表情をする。 <input type="checkbox"/> 活発に活動するが、他の子どもに対してきつい言葉を使う。 <input type="checkbox"/> 集団の中心的存在（ボスの存在）であるが、自己中心的な行動が非常に目立つ。

## 資料4 「教室や家庭におけるいじめサインチェックリスト」

### 1 教室でのサイン

教室は、いじめの場所となることが多い。いじめが起こりやすい、または起こっている集団のサインを早期に発見するため、日常的に生徒の教室での過ごし方に注意しておくことが大切である。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

#### いじめが起こりやすい、または起こっている集団のサイン

- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする。
- グループにすると、机と机の間に隙間がある。
- 学級やグループの中で、絶えず顔をうかがう生徒がいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしが起こる。
- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで、特定の生徒が近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- 特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。

### 2 家庭でのサイン

いじめられた生徒は、家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

#### いじめられた子どものサイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信メールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。



資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

